

公益信託^{まんだに}萬谷記念かながわ奨学基金 令和7年度募集要項

1. 応募できる者

神奈川県内の大学で理学、工学を学ぶ令和7年4月現在における修士課程および博士課程1年次の日本人学生で、且つ、原則として他の奨学金を受給していない(日本学生支援機構を含む)次の各号に該当すると認められる者。
(他の奨学金との併願も可とするが、当基金で採択されたときは、どちらか一つを選択すること)

(1) 勉学していく上で奨学金の援助を必要とする者。

(家族の生計を支える者の前年度の年収または本年度の見込が原則税込総収入700万円以下とする。)

(2) 品行方正、健康で学業成績が優秀な者。

2. 奨学金等

(1) 奨学金の額は、年額で修士課程80万円・博士課程120万円とする。

(2) 奨学金の給付期間は、修士課程2年以内・博士課程3年以内とする。

(3) 奨学金は、7月および10月の一定日に各6ヵ月分を給付する。

(4) 奨学金の給付方法は、奨学生が当基金に届け出た銀行口座に振り込む。

(5) 当奨学金は、給付型につき返済の義務はありません。

(6) 委任経理とする場合、助成金による間接経費の支払はできません。

3. 本年度採用予定人数

5名程度

4. 応募の手続き

奨学生に応募する者は、以下の(1)～(5)の申請書類を、在学する大学の担当部署を経て令和7年5月12日(月)迄に当基金に提出する。応募は、1大学3名以内とする。

(1) 奨学生願書(様式1)

(2) 奨学生推薦調書(様式2)

(3) 作文(A4用紙2枚程度・様式は自由・PC使用可)

題名「大学院を終了後の希望と将来の計画について」

(4) 研究業績リスト(学会発表を含む、様式は自由)

(5) 学部時代のGPAもしくは、それに準ずるもの

5. 選考および決定

当基金は、4.により申請のあった者を、当基金に設けた運営委員会に諮り、奨学生を6月末日までに決定し、在学する大学の担当部署を経て、本人に通知する。

【裏面へ】

6. 学業成績の報告

奨学生は、毎学年終了後、在学する大学の担当部署を経て、学業成績証明書等を当基金に提出しなければならない。

7. 異動届出

奨学生は、次に該当する場合は、在学する大学の担当部署を経て直ちに当基金に届け出なければならない。

- (1) 疾病その他の事故または個人的事情により1ヶ月以上欠席するとき。
- (2) 休学、復学、転学、転学部、転学科または退学しようとするとき。
- (3) 本人の住所または奨学金振込銀行等その他重要な事項に変更があったとき。

8. 奨学金の打ち切り

奨学生のうち、つぎの各号の一に該当する事項が生じたときは、奨学金の給付を打ち切ることがある。

- (1) 傷害、疾病などのため就学の見込みがなくなったとき。
- (2) 停学、退学等の処分を受けたとき。
- (3) 学業成績または素行が不良となったとき。
- (4) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
(他の奨学金を受給することとなったときおよび助手等に就職したとき等)
- (5) 自主退学したとき。
- (6) 神奈川県外の大学に転学したとき。
- (7) 虚偽の申請をしたとき。
- (8) その他奨学生として適当でない事由が生じたとき。

9. 奨学金に対する義務

この奨学金は返還の義務はない。ただし、虚偽の申請等重大なる不正行為があったときは、奨学金の一部または全額の返還を求めることがある。

10. 関係書類の提出先および照会先

＜萬谷記念かながわ奨学基金事務局＞

〒164-0001 東京都中野区中野3丁目36番16号

三菱UFJ信託銀行 リテール受託業務部 公益信託課

TEL：0120-622372（フリーダイヤル）

（受付時間 平日9:00～17:00 土・日・祝日等を除く）